

質問・回答書

工事名 : 東北自動車道 原瀬川橋床版取替工事

番号	質問	回答
1	<p>特記仕様書 P50 25-19-4 濁水及び建設副産物の処理について 当該項目で「汚濁水の処理に要する費用については、監督員と受注者との協議し定めるものとする」とありますが、特記仕様書同頁25-19-3(2)9にある「濁りの除去」の費用は関連項目に含まれるでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>濁りの除去に要する費用は、監督員と受注者との協議し定めるものとします。</p>
2	<p>質問・回答書(2月16日付、番号29)における購入材(再生クラッシャーラン40~0)について 盛土撤去後の購入材(再生クラッシャーラン40~0)の処分方法は、特記仕様書P19「17-2建設副産物の処理方法」のうち「コンクリート塊」と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書17-2「建設副産物の処理方法」に示すとおり、土砂を想定しております。なお、関係法令を遵守するものとし、関係機関と協議により建設副産物の種類が変更となった場合は監督員と受注者との協議し定めるものとします。</p>
3	<p>入札説明書 P.13 5-3、5-5 P.14 6-1 ・参考見積書、訂正参考見積書及び入札時の見積り関係資料において、使用する設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価は、何年度の単価を採用すれば宜しいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>令和4年3月の単価を採用してください。 なお、下記を参照してください。 <a href="https://www.e-nexco.co.jp/bids/sekisan/">https://www.e-nexco.co.jp/bids/sekisan/</a></p>
4	<p>入札説明書 P.13 5-5 P.14 5-6 ・「5-6 見積活用方式に関する留意事項」において「入札時における見積対象項目の総額(以下「入札時総額」という。)は、最終参考見積書の見積対象項目の総額(以下「最終見積総額」という。)を超えない限り変更できる」と示されていますが、訂正参考見積書を提出する場合、訂正参考見積書の総額については、最初に提出する参考見積書の総額を超えてもよろしいでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>見積内容の問合せを行った結果、見積金額に変更が生じる場合など、訂正参考見積書の総額が最初に提出する参考見積書の総額を超えても問題ありません。</p>

5	<p>特記仕様書 25-16-1 種別 路肩規制（固定）設置・撤去 について 仮設防護柵の設置と撤去がともに1日の日々規制では終わらないと想定しますが、規制費用は入札者の考える必要日数を見込めばよろしいでしょうか。もしくは、設置で1日、撤去で1日の日々規制とすべきでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>仮設防護柵の設置・撤去については、単価項目「仮設防護柵」に含まれます。なお、仮設防護柵の設置・撤去に必要な規制は、単価項目「車線規制Ⅱ×1×0」及び「車線規制Ⅱ×1×0（Y）」に含まれますので、設計数量内で必要な日数を計画してください。</p>
---	--	---